

25 総第 1067 号  
平成 25 年 5 月 27 日

亀岡市議会議長  
木 曾 利 廣 様

亀岡市長 栗 山 正 隆

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告します。

記

報告第 1 号 起訴前の和解について

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、起訴前の和解をすることについて、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年6月3日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第3号

専 決 処 分 書

起訴前の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月18日

亀岡市長 栗山正隆

## 起訴前の和解について

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に関し、下記のとおり亀岡簡易裁判所にて和解をする。

平成25年4月18日専決

亀岡市長 栗山正隆

### 記

#### 1 事件名及び和解の相手方

事 件 名	和 解 の 相 手 方
亀岡簡易裁判所 平成25年(イ)第1号 起訴前の和解	京都府亀岡市在住 31歳女性

#### 2 和解の内容

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に係る和解

- (1) 支払債務の確認
- (2) 支払債務の分割払
- (3) 支払期限の利益喪失及び一括払

#### 3 和解の日

平成25年4月18日

## 起訴前の和解について

### 1 事件名及び和解の相手方

事 件 名	和 解 の 相 手 方
亀岡簡易裁判所 平成25年(イ)第1号 起訴前の和解	京都府亀岡市在住 31歳女性

### 2 和解の内容

市営住宅の未払家賃等の支払い請求に係る和解

- (1) 支払債務の確認
- (2) 支払債務の分割払
- (3) 支払期限の利益喪失及び一括払

### 3 和解の日

平成25年4月18日